

高石市
いじめ防止基本方針

平成28年 4月

高石市教育委員会



～は じ め に～

いじめは、人として決して許されない行為であり、学校は子どもたち一人ひとりの小さな変化を見逃さず、迅速に対応することが必要です。同時に、「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」との基本的な認識に立つことが必要です。

高石市教育委員会は、これまで子どもたちが主体的にいじめに対して考える「わたしたちの生活を話し合う会」をはじめとする、いじめをなくしていくさまざまな取組を開発してまいりました。

また、大阪府教育委員会から派遣されているスクールカウンセラーをはじめ、市単費でのスクールソーシャルワーカーの配置による学校教育相談体制の充実、毎月の各学校からのいじめ発生有無の報告による実態把握の改善・充実、さらに、指導資料「Stop the いじめ！」の作成・配付、各種研修会の開催による教職員の資質向上等、学校のいじめの問題への取組を支援してまいりました。

しかしながら、高石市においても、依然としていじめは少なからず生起する状況にあり、次代を担う子どもたちが、安全・安心な教育環境の中で「たくましく生きる力をはぐくむ」ためには、教育に携わる者すべてが、いじめの問題に対する基本認識を共有するとともに、不断の取組を充実することが不可欠です。

平成25年第183回国会において「いじめ防止対策推進法」が成立し、6月28日に公布、9月28日から施行されました。この法律の第12条の規定及び国のいじめの防止等のための基本的な方針に基づき、高石市教育委員会としましても、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、学校支援のための取組、保護者地域支援のための取組、関係機関との連携等について『いじめ防止基本方針』として示すこととしました。

子どもたちが安心して楽しく学べ、保護者が心から子どもを通わせたいと願い、市民から信頼される学校・教育委員会の実現を目指し、積極的にいじめ対策に取り組んでいく所存です。

目 次

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1~6
1 いじめの定義	1
2 いじめの基本認識	1
3 基本的な考え方	2~3
4 いじめ発見時の基本的緊急対応	3~4
5 高石市小中学校いじめ対応概要図	5
6 警察への通報・相談に係る基本的な考え方	6
7 学校において生じる可能性がある犯罪行為等	6
8 いじめの発見	6~7
9 保護者や地域等からの情報提供	7~8
第2 いじめの防止等のための対策の内容について	8~15
1 学校が実施すべき施策	8~9
2 教育委員会が実施する施策	9~11
3 いじめ防止等のための組織の設置	11~12
4 重大事態への対処	12~16
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	16
資 料	17~23
<別表1>具体的な関係機関と連携を必要とする状況一覧	17
<別表2>過去事案を基に示した刑罰法規に対応した具体例	18~19
<別表3>【参考】場面別いじめ発見のための観察の視点	20
<別表4>保護者に対する調査票	21
<別表5>高石市いじめ問題対策連絡協議会・いじめ防止対策推進委員会の機能、相関図	22
<別表6><別表5>に基づく重大事態発生における対応モデルフロー図	23
<別表7>高石市いじめ問題対策連絡協議会条例	24~25
<別表8>高石市いじめ対策推進委員会条例	26~27

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

「いじめ」については、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）において以下のように定められている。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
（いじめ防止対策推進法 第2条）

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめの被害を受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を示す。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。なお、「いじめ」からけんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめの被害を受けた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。また、いじめの被害を受けた児童生徒の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったようなときなど、その全てがいじめとしての厳しい指導を要する場合であるとは限らないことにも留意する。

2 いじめの基本認識

- ・ いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ。
- ・ いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行う。
- ・ いじめ問題は学校のあり方が問われる問題である。
- ・ 関係者が一体となって取り組むことが必要である。
- ・ いじめ問題は家庭との連携・協力が不可欠な問題である。
- ・ 犯罪行為（暴力や恐喝など）は警察に通報する。

3 基本的な考え方

いじめについては、すべての子どもを対象とした対応が求められます。いじめが起きているとき、被害者が傷ついているだけでなく、加害者も、周囲にいる人々も傷ついています。また、加害者と被害者が入れ替わってしまうこともあります。いじめが深刻になればなるほど、その解消は難しくなります。また、集団が荒れている雰囲気をもっているときには、いじめに気付かない場合も生まれます。

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められます。社会総がかりで、心の通い合う温かで優しい人間関係を築き、いじめをしない子どもを育てていきます。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。家庭や学校や地域が連携し、子どもの健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早く解消に向けて取り組んでいきます。

(1) いじめの未然防止

子どもは家庭や様々な集団の中で人との共感的な関わりを通して自他理解を深め、よりよい人間関係を築いていきます。この過程において、一人ひとりがかけがえのない存在であるという自尊感情を育み、あわせて規範意識や人権感覚を高め、健やかでたくましい心を養うことが、いじめのない社会づくりにつながります。

健やかでたくましい心を育むためには、家庭、学校、地域が連携することが大切です。

子どもが様々な経験を積み重ね、社会の一員として自立していくために、次のことに取り組みます。

- ・家庭は、子どもとの触れ合いや対話を大切にします。子どものありのままを受け止め、「あなたの味方だよ」と子どもが安心感や信頼感で満たされるよう努めます。
- ・学校は、子どもと教職員との信頼関係を大切にし、子ども同士の温かく優しい人間関係を築き、安心して自分を表現できる集団づくりに努めます。
- ・地域は、子どもの規範意識や人権感覚を高める場として、地域住民が連携して、子どもを温かく、時に厳しく見守ります。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見には、いじめはどの子どもにも、どこでも起こりうるとの観点から、家庭、学校、地域が一体となって、子どもを見守る体制を整えることが求められます。いじめのサインは、いじめを受けている子どもからも、いじめを行っている子どもからも出ています。深刻な事態を招かないためにも、周りの人が常に子どもに寄り添い、子どもたちのわずかな変化を見逃さず、いじめを認知します。

- ・家庭は、日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景とした子どものちょっとした様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努めます。
- ・学校は、いじめを訴えやすい関係づくりに努め、子どもや保護者、地域からの訴えを真摯に受け止め、直ちにいじめの有無を確認します。また、日頃から、定期的なアンケート調査を実施する等、積極的ないじめの認知に努めます。
- ・地域は、地域で起きたいじめの事実を知ったり、いじめていた状況を目撃したりした場合は、すぐに家庭や学校へ連絡する等連携して対応します。

(3) いじめの早期対応

いじめを認知した場合には、深刻な事態を招かないように、家庭、学校、地域が状況に応じて連携し、速やかに組織的な体制で対応します。

いじめを受けた子どもへの支援、いじめた子どもや周囲の子どもへの指導等、状況を十分に把握した上で、具体的な対応方針や支援・指導計画を立てます。「何よりも、子どもの健やかな成長」を願って支援・指導します。

(4) 家庭・学校・地域の連携

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」(法第9条第1項)

具体的には、「保護者は子どもがルールやマナーを守ることを子どもに教える」、「保護者は、子どもからいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなどの適切な措置をとる」ということです。そのため、今まで以上に保護者や地域の力が必要となり、協力を求めていくことになります。

社会総がかりで子どもを見守り、健やかな成長を促すため、家庭と学校関係者、地域との連携が大切です。例えば、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめ問題について協議する機会を設ける等、いじめの問題について、家庭、学校、地域と連携し対策を推進します。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、家庭と学校、地域が組織的に連携・協働する体制を構築します。

(5) 学校における関係機関等との連携

いじめの問題への対応において、家庭、学校、地域の連携・協力に加え、関係機関と適切に連携します。

- ・日頃から、学校は警察や子ども家庭センター等の関係機関と連絡を取り合い、情報共有体制を構築します。
- ・必要に応じて、医療機関等の専門機関と連携して、教育相談等を行います。
- ・学校以外の相談窓口として、教育研究センター、少年サポートセンターや法務局等について、子どもや保護者等へ周知します。

4 いじめ発見時の基本的緊急対応

(1) いじめ発見時における直後の対応（学校からの報告の確認）

ア 内容確認発生日時、発生場所、いじめの状況、被害者、加害者等の状況の確認、学校への指示等を行う。

イ いじめ発見時における人権的な配慮に留意する。

（特に第三者通報による情報発信元の漏えい防止）

ウ 教育長、教育委員会への報告・対応窓口の一本化を図る。

エ 緊急対応組織設置の確認等を行う。

(2) 正確な情報の収集及び共有化

ア 情報の収集と把握を行う。（対応窓口の一本化、憶測や風評の防止への取組等。）

イ 教育委員会における情報の流れを確認する。

ウ 委員会内での情報の共有化・報道機関等への対応について確認する。

(3) 関係諸機関等との連携

- ア 警察、子ども家庭センター、こども家庭課（家庭児童相談員）、関係各課等との連携の強化
〈別表1〉を参照し、校内での周知徹底を図る。
- イ 日常的な定期的連携・いじめ発見時の対応等についての確認を行う。
- ウ いじめ発見時における迅速な連携を行う。
- エ 大阪府教育委員会へ指導・助言ならびに支援等を要請する等の連携を図る。

(4) 地域との連携

- ア より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域教育協議会（すこやかネット）等の関係諸団体と取組の活動を活用するなど、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

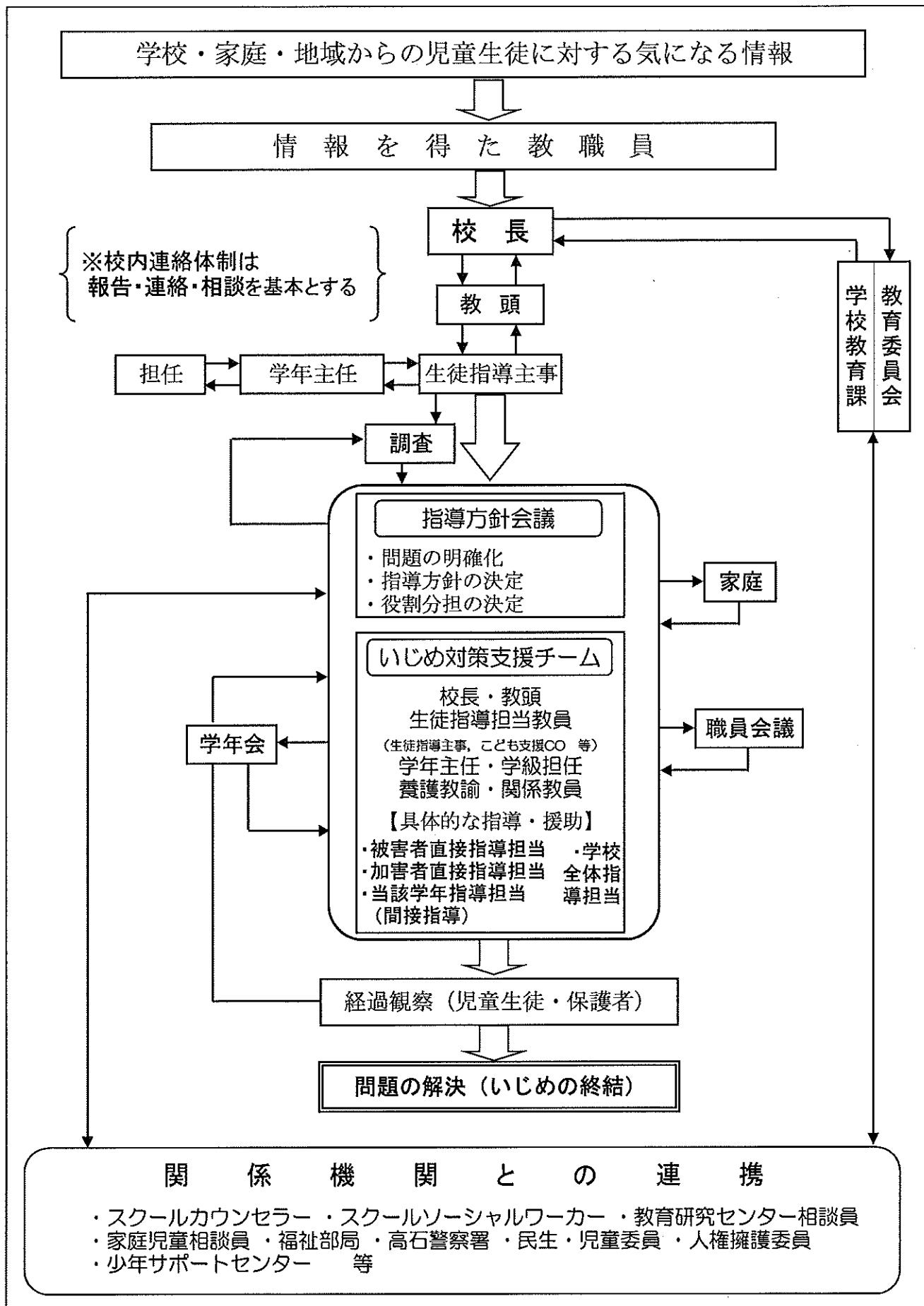
(5) 学校への指示及び指導

- ア 教育委員会（学校教育課）による情報収集の後の指示及び指導を行う。
- イ 学校へ指導主事を派遣する。
- ウ 高石市いじめ対応マニュアル（『STOP ! The・いじめ』）をもととする各学校における『いじめ対応マニュアル』に基づいた関係教職員の動きの確認を行う。

(6) いじめ解消の判断

- ア いじめの解消とは、加害者が、いじめの「行為」が被害者の人権を侵害していることに気づき、被害者の心情を十分に理解し、いじめを止め、被害者にとって安心して学校生活が送れるような人間関係になった状態とする。
- イ 解消に向けての経過観察を含む事後指導に十分時間をかけて行う。
- ウ 解消については、学校だけで行うのではなく市教育委員会等と連携・協議を行ったうえで判断する。

5 高石市小中学校いじめ対応概要図(全体図)・例



6 警察への通報・相談に係る基本的な考え方

- (1) 学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、被害児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはたまらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要である。
- (2) いじめられている児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合には、直ちに警察に通報することも検討し迅速かつ慎重に対応する。

7 学校において生じる可能性がある犯罪行為等

〈別表2〉に示す「事例」は過去にあった事案を踏まえたものであり、刑罰法規に対応した具体例を示すことで理解を深めるためのものである。個々の事案について、警察へ相談・通報すべきか否かは、記載されている事例を参考にして、上記6の考え方に基づいて判断する。

8 いじめの発見

(1) 教員と児童・生徒との日常の交流を通しての発見

子どもたちは、日常の学校生活の中で様々な行動や言葉などで色々な心のサインを発している。保護者同様に、子どもの変化に敏感な教師であることが求められる。

休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、気になる様子に目を配る。また、言動や服装等に普段と異なる様子が見られる場合には、教員から声を掛け様子を伺う。

クラス担任、教科担任を問わず子どもたちの前に立つ身近な教師として、なんといっても、子どもの小さな変化にも敏感であること、そして、それぞれ「育ての親」という感覚が必要である。

(2) 複数の教員の目による発見

ア 多くの教員が様々な教育活動を通して子どもたちに関わることにより、発見の機会を多くする。(教科担当(専科担当)教員、部活動顧問教員等)

イ 教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、トイレや特別教室付近などを確認したりすることも気になる場面の発見につながる。

ウ 教員がいない場所ほどいじめが起こりやすいという認識のもとに、休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を積極的に行うことでも、発見を容易にする。

〈別表3〉【参考】《場面別いじめ発見のための観察の視点》を活用されたい。

(3) アンケート調査の実施と分析

ア いじめも含めた「生活アンケート」等の調査を各学期ごとに学校全体で計画的に取り組む。

イ アンケートの集計や分析には、担任を中心に複数の教員あたり、記述内容の分析などにはスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得ることも有効である。

ウ 児童・生徒の人間関係に変化が表れる時期(新年度や長期休業明け等)や、学年末でクラス替えに伴う人間関係上の不安を感じる時期に実施することも有効である。

(4) 教育相談を通した実態把握

- ア 定期的な生活面談や進路面談等の教育相談を実施するとともに、児童・生徒が希望をする時には面談ができる体制を整えておく。
- イ 面談方法や面接結果について、スクールカウンセラー等の専門的な立場から助言を得る。

(5) 学級内の人間関係を客観的に把握

学級内での人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展しているケースもある。担任の思い込みを避けるためには、教師の間の情報交換や各種調査による点検等を実施する。

9 保護者や地域等からの情報提供

(1) 日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者、地域に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見及び情報提供に協力を求める。

- ア 年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- イ いじめや暴力の問題の発生時には、いじめを受ける側、いじめを行う側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。
- ウ その他、地域との連携
 - ・こども家庭課（家庭児童相談員）との相互連携
 - ・地域（民生児童委員・青少年指導員、地域教育協議会等）への協力依頼

(2) 保護者が児童・生徒の変化を読み取れるよう〈別表4〉「保護者による調査票」等のチェックポイントなどを知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知する。

(3) いじめを受けた児童・生徒の保護者との連携

- ア 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問等を行い学校で把握した事実を正確に伝える。
- イ いじめを受けた児童・生徒を、学校として徹底して守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ウ 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの児童・生徒の様子等について情報提供を受ける。
- エ いじめの全貌が分かるまで、いじめを行った児童・生徒の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- オ 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

(4) いじめを行った児童・生徒の保護者との連携

- ア 事情聴取後、児童・生徒を送り届けながら家庭訪問を行う等、事実を経過とともに伝える。
- イ いじめを受けた児童・生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ウ 指導の経過と児童・生徒の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- エ 誰もが、いじめを行う側にも、いじめを受ける側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。

才 事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどとしたり、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の児童・生徒を思う信念を示し、理解を求める。

第2 いじめの防止等のための対策の内容について

1 学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、校長のリーダーシップのもと、いじめの防止等の対策のための組織を中心として、教職員のチーム力を生かし、教育委員会と適切に連携しながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- 学校は、法第13条に基づき、国のいじめ防止基本方針（以下「国的基本方針」という。）、市基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。
- 学校基本方針には、例えば、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応のあり方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修を定めるなど、学校のいじめに対する行動計画を含める。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

- 法第22条に基づき、学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ防止等対策委員会」（以下「学校対策委員会」という。）を設置する。この委員会の名称は必ずしも「学校いじめ防止等対策委員会」とする必要はない。
- 学校対策委員会は、校長・教頭・首席・指導教諭・養護教諭をはじめ、校長が指名する教職員等で基本的に構成し、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。また、内容・案件により、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の参加について検討する。
- 学校対策委員会は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等、学校が組織的にいじめの問題を取り組むに当たって中核となる役割を担うものであり、具体的には、次のようなものが考えられる。
 - ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
 - ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、これらの共有化を図る中核としての役割
 - ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- 学校対策委員会は、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、その情報をもとに、組織的に対応できる体制とする。いじめであるかどうかの判断を組織的に行う。また、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに全て学校対策委員会に報告・相談するとともに、収集した情報は、個別の児童生徒ごとに記録し、複数の教職員が

個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

- 学校対策委員会には、学校基本方針の策定や見直し、取組計画の進捗状況のチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を行う。
- 法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、学校対策委員会を基として、当該事象の性質に応じて、適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校は、教育委員会と連携して、国の基本方針に添付された「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」等を参考に、次の事項に留意し、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等にあたる。

また、全中学校区において、いじめの防止等について情報交換の機会を増やし、児童生徒の育ちと学びの系統性を意識し、発達段階に応じた一貫性のある生徒指導により、児童生徒の自尊感情や規範意識を高め、いじめの防止等に取り組む。

○いじめの未然防止

ア 人権教育をとおして、人権を理解し、人権を尊重した態度や行動をとれるよう、全ての教育活動をとおして豊かな人間性を育む。

また、命の大切さについて考えさせ、他人を思いやる心や規範意識などを育むため、道徳教育を推進する。

イ 話し合い活動等の学級活動をとおして、互いを尊重し、良さを認め合い、協力し合う集団づくりを行うなど、特別活動をとおして望ましい人間関係を築く。

また、標語やポスター作り等、児童会・生徒会が中心となって行ういじめをなくす活動等により、いじめを許さない集団づくりに取り組む。

ウ 児童生徒の居場所と出番のある授業づくり、学級づくりを中心に全ての教育活動において、自尊感情を高め、自他を大切にする心情を育む。

エ 教職員一人ひとりが、日頃から児童生徒理解に努め、児童生徒が発するサインを見逃さず、児童生徒の変化をとらえていじめを見抜く力を身につけるため、教職員研修に取り組む。

オ 携帯電話を所持する子どもが低年齢化していることから、ネットいじめやインターネット上のトラブルを未然に防ぐため、小学校低学年から発達段階に応じて情報モラルに関する指導を適切に実施するとともに、家庭や地域に対する携帯電話へのフィルタリング等も含めた啓発を積極的に行う。

また、総合的な学習の時間等を活用し、ネットいじめやインターネット上のトラブルを未然に防ぐための有効な授業を展開し、ネットに関するいじめやトラブル等の未然防止に向けた指導を推進する。

2 教育委員会が実施する施策

(1) いじめの未然防止

ア 児童生徒一人ひとりが人権感覚を身につけるために、人権尊重の精神を基盤とした学校づくりに取り組み、あらゆる教育活動を通して、人権教育を推進する。

イ 集団生活を基本とする学校においては、全ての児童生徒が安心・安全に学校生活を送

することができるよう取り組む。教育委員会は、教職員による児童生徒の理解を深め、特別活動を中心に、互いを認め合い支えあう集団づくりや、児童生徒の居場所と出番のある授業づくりに取り組むなど、学校における様々な教育活動への指導支援を行う。

ウ 児童生徒の豊かな情操と生命・人権を大切にする態度を育むため、文部科学省「私たちの道徳」(全面改訂版「心のノート」)等を活用して、道徳教育の充実や様々な体験活動を推進する。

エ 児童生徒のいじめの防止等の重要性についての理解を深めるために、児童会や生徒会等によるいじめの防止に向けた自主的取組を促進する。

オ 小学校段階から発達段階に応じ、全ての児童生徒が、他者を尊重し、自己の個性を發揮し、自己の将来を設計していく力を伸ばす。このことを基に自らの意思と責任でよりよい選択・決定を行い、その過程で課題解決に向けて積極的に取り組む姿勢を養う。

カ 児童生徒が自らの身を守るスキルや、いじめ・暴力行為を自制する態度を育成するなどの取組をとおして、児童生徒が自分自身の大切さを自覚するとともに、危機的状況を切り抜けるための知識や方法を学び、たくましく生きていく力を養う。

キ インターネット、携帯電話、スマートフォン等を用いたネット上のトラブルについて、警察・企業等の専門機関から情報を収集し、学校に適切に提供するとともに、ネットいじめ防止事業を活用し、情報モラルに関する指導を推進する。また、PTA等をとおして、ネットいじめ防止に向けた啓発を行う。

ク いじめの防止等のための研修の充実や対策を効果的に行うため、スクールカウンセラーーやスクールソーシャルワーカー等専門的知識を有する者を学校に配置・派遣する。

ケ いじめの防止等に向けた教職員の資質向上を図るため、学校の生徒指導担当者等、教職員対象の研修を計画的に実施するとともに、学校における、いじめに関する事例研究やカウンセリング研修を推進する。

コ 指導主事等により、いじめの防止等に関する年間計画や取組状況を点検するとともに、必要に応じて、学校に対する指導支援を行う。

サ 教育委員会は、市基本方針やいじめの問題に関する情報を、家庭・地域に発信するとともに、いじめの問題に関する、ポスターやチラシ等を児童生徒や保護者に配付し、いじめの防止等に向けた啓発を行う。

(2) いじめの早期発見

ア 児童生徒の発するいじめのサインを見逃さないように、全教職員の意識を高め、いじめの発見のための注意項目等を整理した「いじめ対応チェックシート」を全教職員に配付し、活用を促す。

イ 児童生徒・保護者を対象とした教育研究センターでの教育相談、スクールカウンセラーの配置等、相談体制を整備する。

ウ 学校や教育委員会における相談窓口、教育委員会以外の相談機関の連絡先を記載したカードやチラシの配付、ホームページへの掲載等によって、児童生徒や保護者、教職員、市民に周知する。

(3) いじめへの対処

ア 教育委員会は、学校に対して、いじめの防止等に関し、必要な助言・指導を行うとともに、いじめが発生した場合には、指導主事等の派遣による支援や必要な調査・スクールソーシャルワーカー等の専門家による支援を行うなど、いじめの解決のための対応に当たる。

イ インターネットをとおして行われるいじめについて、教育委員会が、学校に対して必要な助言を行うとともに、警察や法務局等の関係機関と連携し、早期解決に向け対応する。

ウ いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合には、教育委員会が学校間の連携協力体制の調整を行い、学校によるいじめの解決の対応を支援する。

(4) 家庭や地域との連携

地域の協力による連携・協働型教育を推進し、より多くの大人がいじめに関する理解を深め、児童生徒を見守り、健やかな成長を促す体制の構築を図る。

(5) 関係機関との連携

教育委員会は、いじめ防止等の対策が適切に行われるよう、警察や子ども相談所、法務局等と、日頃から、担当者間での情報交換や連絡会議の開催等をとおして、連携の強化に取り組む。

深刻ないじめの解決に当たっては、「月例の問題行動等調査（いじめ）報告」とは別に、速やかに教育委員会へ報告（相談）するように学校を指導する。

また、警察、児童相談所、医療機関等の連携が不可欠であるため、〈別表1〉について学校への周知を図る。

(6) 学校や教職員の評価

教育委員会は、いじめの有無や多寡のみによって学校や教職員を評価するのではなく、問題を隠さず、児童生徒や地域の実態を踏まえて、目標を立てて取り組んでいるか、いじめが発生した場合には教職員が連携して組織的に解決に当たっているかなど、取組や対応を評価するとともに、必要な支援や指導・助言を行う。

(7) 学校運営の改善に向けた支援

教育委員会は、教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、ICT活用等による事務軽減の推進、学校マネジメント機能の強化を図る体制整備など、学校運営の改善を支援する。

(8) 総合教育会議における協議

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第4項の規定に基づき市長が設ける総合教育会議において、必要に応じて、いじめの防止等の対策や児童、生徒等の生命又は身体等に被害が生じ、あるいは被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議並びに調整等の意見を求める場合がある。

3 いじめ防止等のための組織の設置

(1) 高石市いじめ問題対策連絡協議会〔法14条1項〕

高石市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は、法第14条第1項に基づき、いじめ防止等に関する機関及び諸団体との連携を図るため条例により、「高

「石市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

この構成員としては、学識経験者をはじめ、教育関係、児童福祉関係、保健医療関係、警察・司法関係、ならびにその他の関係諸団体の各代表者により構成し、専門的な見地及び市民の立場でいじめ対策について検討する。

連絡協議会、以下の事項について協議を行う。

ア. いじめ等の問題の実態把握及び根絶の方策に関すること。

イ. 小中学校等の取組みについての協議、情報交換等に関すること。

ウ. 啓発事業その他必要な事項に関すること。

(2) 高石市いじめ防止対策推進委員会〔法14条3項〕

高石市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は、法第14条第3項に基づき、いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うために教育委員会の附属機関として、条例により、「高石市いじめ防止対策推進委員会（以下、対策推進委員会）という」を設置する。

この対策推進委員会は、弁護士や心理、福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者等で構成するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

対策推進委員会の構成員については、その公平性・中立性を確保するために市長部局や、大阪府教育委員会と連携・支援を図るものとする。

なお、法第28条第1項に規定するいじめの重大事態にかかる調査を学校の設置者として教育委員会が行う場合、この対策推進委員会を、調査を行う組織とする。

対策推進委員会は、以下の機能を担うものとする。

ア. いじめの防止等のための調査研究等の有効な方策の検討を行う。

イ. 市立小中学校におけるいじめの事案について、市教育委員会が、学校からのいじめの報告を受け、第24条に基づき自ら調査を行う必要がある場合に当該組織を活用する。

ウ. 重大事態が発生した場合における質問票の使用や、その他適切な方法による当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査等を行う。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味（法第28条1項）

いじめの「重大事態」は法において、以下のように定められている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、法第28条1項に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、①の「生命、心身又は財産に重大な被害」は、いじめの被害を受けた児童生徒の状況に着目して判断する。

(2) 教育委員会又は学校による調査

① 重大事態の発生と調査

ア. 調査をする重大事態の例

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合も学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。
- その他の場合
 - ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

イ. 重大事態の報告

- 事案が発生した場合には、学校は個々のケースを十分に把握した上で、直ちに教育委員会に報告しなければならない。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。

ウ. 調査の主体

- 教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするか判断する。
- 学校が主体となって調査を行う場合、教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。
- 教育委員会が主体となって行う場合は、次の通りである。
 - ・学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られない場合
 - ・学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合

エ. 調査を行う組織

- 学校が組織した「いじめ対策委員会」又は教育委員会の附属機関「高石市いじめ問題防止対策推進委員会」において調査を行う。ただし、構成員の中に、調査対象となるいじめ 事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保する。

才. 事実関係を明確にするための調査の実施

- 重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、
 - ・いつ（いつ頃から）
 - ・誰から行われ
 - ・どのような態様であったか
 - ・いじめを生んだ背景事情
 - ・児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
 - ・学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・いじめられた児童生徒から十分に聴き取る。
 - ・在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

この際、個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒や情報提供者に被害が及ばないよう留意する。

- ・いじめた児童生徒に対しては、事実関係の確認をするとともに、指導を行い、いじめ行為を止める。
 - ・いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
 - ・これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。

- いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

（いじめられた児童生徒が入院又は死亡した場合）

- ・いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
 - ・調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

力. いじめられた児童生徒が死亡した時の対応

その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

- ・遺族の要望・意見を十分に聴取する。
 - ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
 - ・遺族に対して主体的に、在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、概ねの期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表に関する方針について、できる限り、遺族と合意しておく。
 - ・資料や情報は、できる限り、偏りのないよう、多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的、総合的に分析評価を行う。

- ・学校が調査を行う場合において、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- ・情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、WHOによる自殺報道への提言を参考にする。

キ. その他

法第23条第2項において、学校は、児童生徒がいじめを受けていると思われているときは、「いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる」とされており、その措置を行った結果、重大事態であると判断する場合も想定される。

その場合には、重大事態の全貌の事実関係を明確にするため、法第28条第1項による「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で事実確認を行った資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。ただし、法第23条第2項による措置により、事実関係が明確にされたと判断できる場合はこの限りではない。

- 教育委員会は、事案の重大性を踏まえ、いじめた児童生徒の出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

② 調査結果の報告及び提供

ア. 調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

イ. いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報を適切に提供する。

- 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

【調査結果を報告する際の留意事項】

- ・他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。
- ・学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

【参考】調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

① 再調査

- 重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について、法第30条第2項に基づき調査（以下「再調査」という）を行うことができる。
- 再調査を行う機関については、条例により「高石市いじめ問題再調査委員会」を設置する。当該委員会は市長が専門的な知識を有する第三者を任命するが、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）とし、当該調査の公平性・中立性を図る。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

- 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。（法第30条第5項）
- 市長はその結果を議会に報告する。（法第30条第3項）

〈別表5〉 高石市いじめ問題対策連絡協議会・いじめ防止対策推進委員会の機能・相関図 参照

〈別表6〉 〈別表5〉に基づく重大事態における対応モデルフロー図 参照

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

いじめ等に関する対策について、毎年度の取組実施結果をまとめ、法第14条第3項に基づく条例により設置する教育委員会の附属機関の意見を踏まえて、取組を検討する。

〈別表1〉

【具体的な関係機関と連携を必要とする状況一覧】

関係機関 連携を必要とする状況	市 教 育 委 員 会 学 校 教 育 課	高 石 市 立 教 育 研 究 セ ン タ ー	ス ク ー ル ソ ーシ ャ ル ワ ー カ ー (S S W)	(岸 和 田) 市 教 育 委 員 会 庭 児 童 相 談 員 会 こ ど も 家 庭 セ ン タ ー	高 石 市 少 年 サ ポ ー ト セ ン タ ー	堺 少 年 サ ポ ー ト セ ン タ ー	医 療 機 関	民 生 児 童 委 員 ・ 主 任 児 童 委 員 関	
	連携を必要とする状況	いじめの発見状況を報告	対応方針についての相談	指導方針や解決方法についての相談	児童生徒や保護者への対応方法についての相談	いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の刑事事件が発生している	いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒への心のケアが必要である	児童生徒の地域における状況についての相談	保護者と学校に対立がある場合
いじめの発見状況を報告	○	○							
対応方針についての相談	○	△							
指導方針や解決方法についての相談	○	○							
児童生徒や保護者への対応方法についての相談	○	○							
いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の刑事事件が発生している	△					○	△	状況	
いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒への心のケアが必要である			○				○	△	
児童生徒の地域における状況についての相談			○						○
保護者と学校に対立がある場合	○								
いじめを行った者、いじめを受けた者の家庭環境など外的要因がある場合			○	△	△				

〈別表2〉

過去事案を基に示した刑罰法規に対応した具体例

いじめの態様(※)	刑 罰 法 規 及 び 事 例	
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	暴行 (刑法第208条)	第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 事例:同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする。
	傷害 (刑法第204条)	第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 事例:顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる。
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	暴行 (刑法第208条)	第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 事例:プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする。
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	強要 (刑法第223条)	第223条 生命、身体、自由、名譽若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名譽又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。 3 前2項の罪の未遂は、罰する。 事例:断れば危害を加えると脅し、汚物を口にいれさせる。
	強制わいせつ (刑法第176条)	第176条 13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。 13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。 事例:断れば危害を加えると脅し、性器を触る。
金品をたかられる。	恐喝 (刑法第249条)	第249条 人を恐喝して財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。 2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。 事例:断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる。
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	窃盗 (刑法第235条)	第235条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 事例:教科書等の所持品を盗む。
	器物損壊等 (刑法第261条)	第261条 前3条に規定するもの(公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷)のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。 事例:自転車を故意に破損させる。
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	脅迫 (刑法第222条)	第222条 生命、身体、自由、名譽又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名譽又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。 事例:学校に来たら危害を加えると脅す。
	名誉毀損、侮辱 (刑法第230条、231条)	第230条 公然と事実を摘示し、人の名譽を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。 2 死者の名譽を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。 第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。 事例:校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて、「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。

いじめの態様(※)	刑	罰 法 規 及 び 事 例
パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる。	脅迫 (刑法第222条)	<p>第222条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。</p> <p>事例:学校に来たら危害を加えると脅すメールを送る。</p>
パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる。	名誉毀損、侮辱 (刑法第230条、231条)	<p>第230条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。</p> <p>第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。</p> <p>事例:特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げて「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。</p>

〈別表3〉 【参考】《場面別いじめ発見のための観察の視点》

(◎印は無理にやらされている可能性のあるもの)

場面等	観察の視点(特に変化が見られる点)
朝の会	<ul style="list-style-type: none"> ・遅刻・欠席が増える ・始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ ・表情がさえず、うつむきかげん ・出席確認の際、声が小さい
授業の開始時	<ul style="list-style-type: none"> ・忘れ物が多くなる ・涙を流した気配が感じられる ・用具、机、椅子などが散乱している ・周囲が何となくざわついている ・一人だけ遅れて教室に入る ・席を替えられている
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ・頭痛、腹痛などを頻繁に訴える ・ひどいアダ名で呼ばれる ・保健室によく行くようになる ・筆圧が弱くなる ・正しい答えを冷やかされる ・グループ分けで孤立しがちである <p>◎ 不真面目な態度で授業を受ける ◎ ふざけた質問をする ◎ テストを白紙で出す</p>
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ・一人でいることが多い ・用もないのに職員室等に来る ・わけもなく階段や廊下等を歩いている ・集中してボールを当てられる ・遊びの中で孤立しがちである ・遊びの中でいつも同じ役をしている ・遊びやゲームで負けることが多い <p>◎ 仲良じでない者とトイレに行く ◎ 大声で歌を歌う</p>
給食時	<ul style="list-style-type: none"> ・嫌われるメニューの時に多く盛られる ・グループ分けで孤立しがちである ・その子どもが配膳すると嫌がられる ・食べ物にいたずらをされる <p>◎ 好きな物を級友に譲る</p>
清掃時	<ul style="list-style-type: none"> ・目の前にゴミを捨てられる ・最後まで一人でする <p>◎ さぼることが多くなる ◎ 人の嫌がる仕事を一人でする</p>
放課後	<ul style="list-style-type: none"> ・衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ・顔にすり傷や鼻血の跡がある ・急いで一人で帰宅する ・部活動(クラブ活動)に参加しなくなる ・用もないのに残っている日がある <p>◎ 他の子どもの荷物を持って帰る</p>
動作や表現	<ul style="list-style-type: none"> ・活気はなく、おどおどしている ・寂しそうな暗い表情をする ・手遊びなどが多くなる ・独り言を言ったり急に大声を出したりする ・委員や係をやめたいと言うなど急にやる気を失う ・視線を合わさない ・教師と話すときに不安な表情をする <p>◎ 言葉遣いが荒れた感じになる</p>
持ち物や服装	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書にいたずら書きをされる ・持ち物、靴、傘などを隠される ・刃物など、危険な物を所持する
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が ・飼育動物や昆虫などに残虐な行為をする ・教科書、教室の壁、掲示板などに落書きがある ・靴箱の中にいやがらせの手紙が入っている ・教材費、写真代などの提出が遅れる <p>◎ 校則違反、方引きなど問題行動を行う</p>

〈別表4〉

保 護 者 に 対 す る 調 査 票

～最近、お子さんに、こんな変化が見られませんか？～

年 組 氏名〔

〕 保護者氏名()

★ ア～ニのような変わった様子がお子さんに見られませんでしたか。
1～4のうちでいちばんあてはまると思われるものを、○で囲んで下さい。

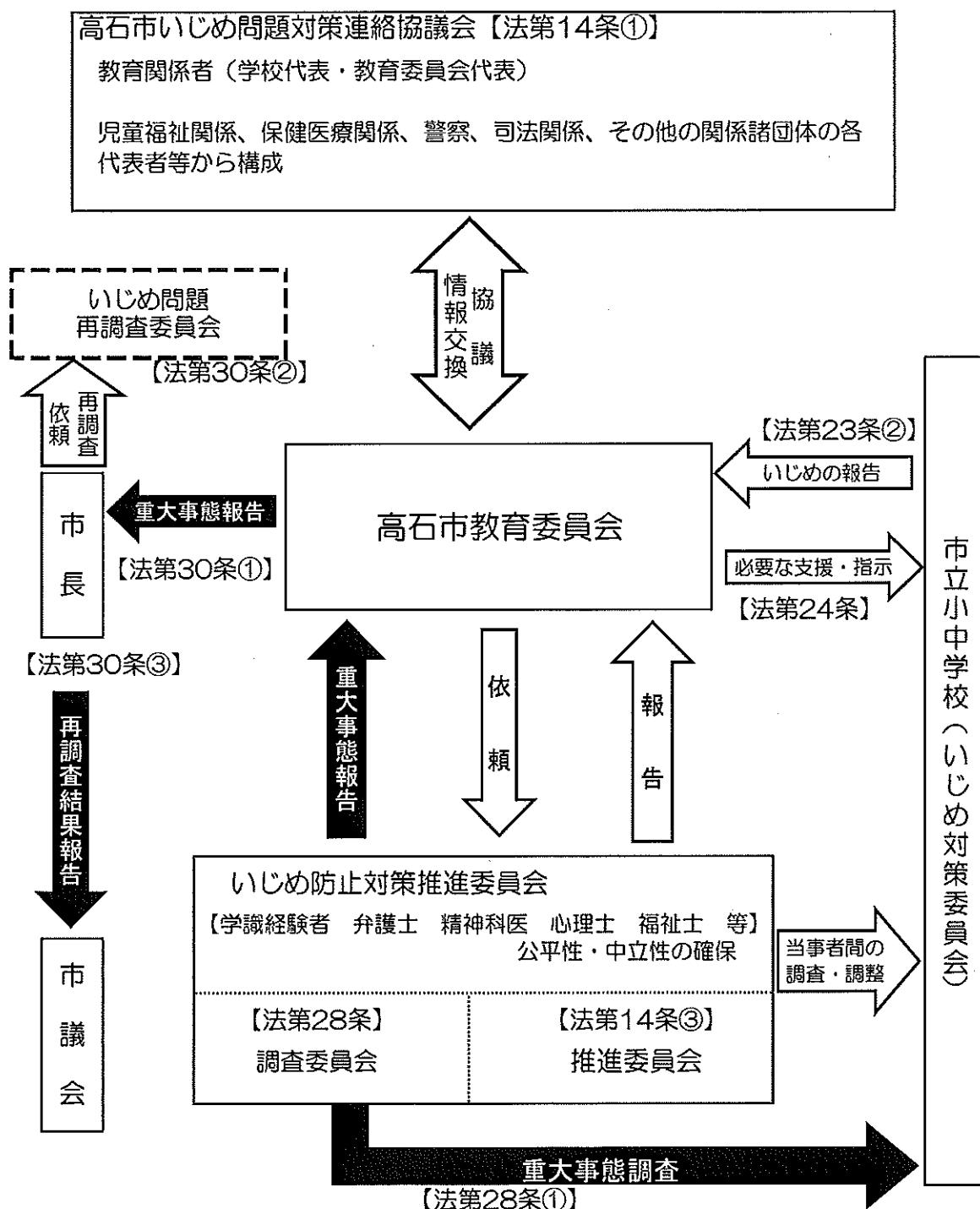
◎ この調査は外部には一切公表いたしません。

1 よ く あ つ た	2 た ま に あ つ た	3 ほ と ん ど な か つ た	4 ま つ た く な か つ た
----------------------------	---------------------------------	---	---

ア 学校への行き帰りをこわがる。	1	2	3	4
イ 学校へ行きたがらなかつたり、行かないことの言い訳を繰り返す。	1	2	3	4
ウ 学校まで車などで連れて行くように頼む。	1	2	3	4
エ 毎日、通学路を変える。	1	2	3	4
オ 成績が下がる。	1	2	3	4
カ 服、本、教科書、ノートなどが、よく破られる。	1	2	3	4
キ おなかをすかせて帰ってくる。(お昼ご飯を食べられなくて)	1	2	3	4
ク 急に無口になつたり、引っ込み思案になる。	1	2	3	4
ケ 吃音を出す。	1	2	3	4
コ 兄弟姉妹や、よその子どもたちをたたく。	1	2	3	4
サ 絶食をしたり、異常にきれい好きになる。	1	2	3	4
シ 精神的な原因によると思われる胃痛(腹痛)や頭痛が発生する。	1	2	3	4
ス 自傷行為を行う。	1	2	3	4
セ 夢でうなされたり、泣きながら寝たり、寝小便をするようになる。	1	2	3	4
ソ ちょっとしたことでイライラしたり、「ほっておいて」と大声を上げる。	1	2	3	4
タ 不自然なけんかや、引っかき傷、けがをする。	1	2	3	4
チ 持ち物がなくなる。	1	2	3	4
ツ お金をねだる、あるいは[家の)お金がなくなる。	1	2	3	4
テ おこづかいを頻繁になくす。	1	2	3	4
ト 何か隠しごとをしているように見える。	1	2	3	4
ナ 困っているようなのに、その理由を言わない。	1	2	3	4
ニ (ア～ナの項目のことに対して、)不自然な言い訳をする。	1	2	3	4

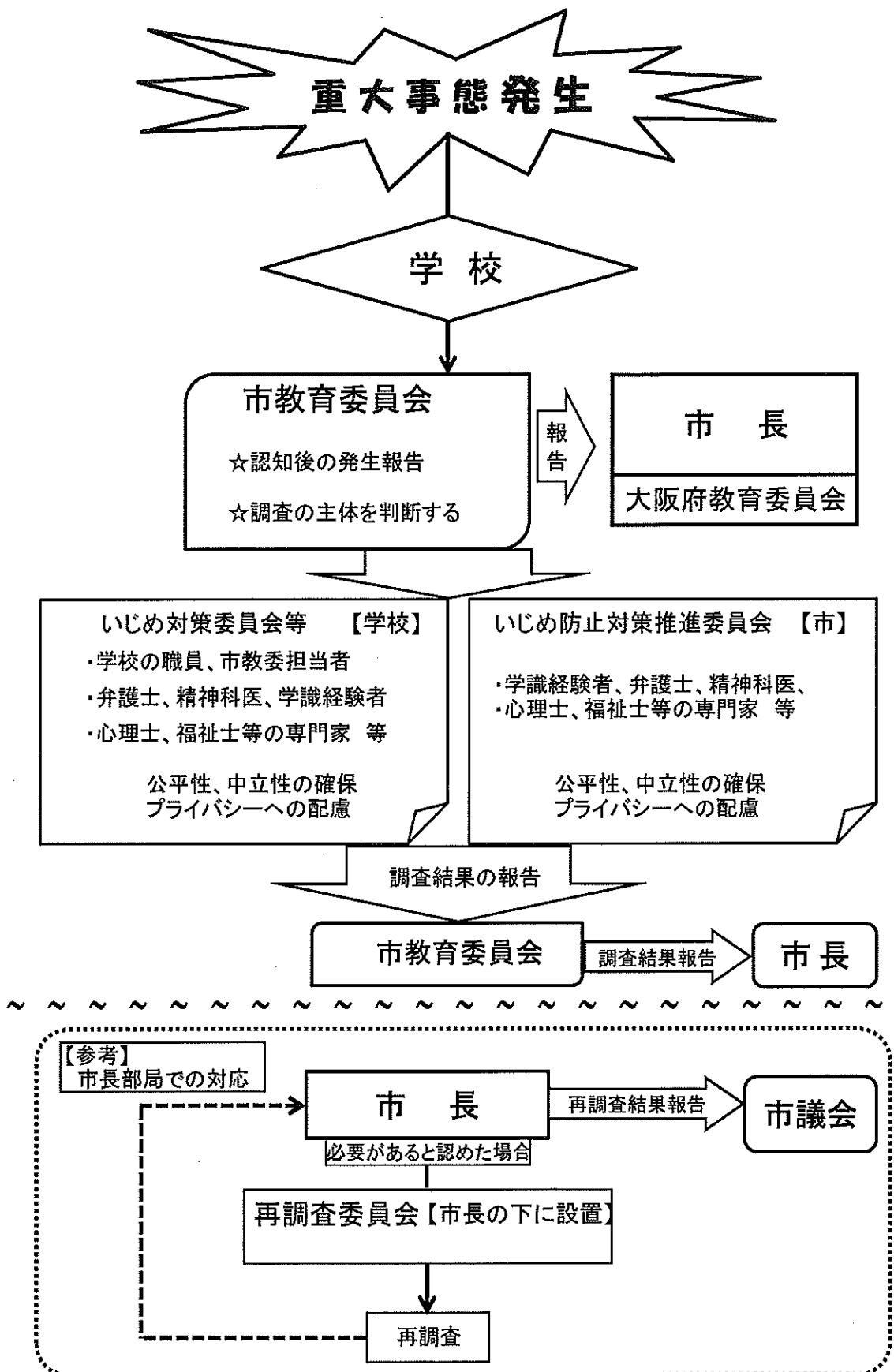
〈別表5〉

高石市いじめ問題対策連絡協議会・いじめ防止対策推進委員会の機能、関係図



〈別表6〉

〈別表5〉に基づく重大事態発生における対応モデルフロー図



〈別表7〉

高石市いじめ問題対策連絡協議会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づき、高石市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、法第14条第1項に規定するいじめの防止等に関する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる機関に所属する職員、学識経験者その他高石市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 教育委員会事務局
- (2) 高石市立小中学校長会
- (3) 大阪府岸和田子ども家庭センター
- (4) 高石市民生委員児童委員協議会
- (5) 高石市保健福祉部
- (6) 社会福祉法人高石市社会福祉協議会
- (7) 大阪府和泉保健所
- (8) 一般社団法人高石市医師会
- (9) 大阪府高石警察署
- (10) 大阪法務局堺支局
- (11) 堀人権擁護委員協議会高石市地区委員会

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 委員は、再任されることができる。
4 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、失職するものとする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、教育委員会が招集する。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、協議会において必要があると認めるときは、関係者に出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

〈別表8〉

高石市いじめ防止対策推進委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、高石市いじめ防止対策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 高石市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、法第1条に規定するいじめの防止等のための対策その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議し、答申すること。
- (2) 法第28条第1項に規定する重大事態について調査を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 教育委員会は、委員会に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるとときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関する学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、教育委員会が招集する。
- 2 委員会の会議は、委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 第2条第2項に規定する調査に係る会議は、非公開とする。

(関係者の出席等)

- 第8条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者に出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

- 第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

(委任)

- 第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(高石市報酬及び費用弁償条例の一部改正)
- 2 高石市報酬及び費用弁償条例（昭和27年高石町条例第113号）の一部を次のように改正する。
別表第1青少年問題協議会委員の項の後に次のように加える。

いじめ防止対策推進委員会委員	// 9,000円
----------------	-----------